

議案第十二号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

次のとおり特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年三月十二日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾参年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例
第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「

監査委員	議会の議員のうちから選任された委員 月 額 二〇、五〇〇円 知識経験を有する者の中から選任された委員 月 額 三〇、六〇〇円
教育委員	委員長 月 額 三四、〇〇〇円 委員長職務代理者 月 額 二四、五〇〇円

選挙管理委員	固定資産評価 審査委員	農業委員	
委員長 月額 六、七〇〇円 委員 月額 五、〇〇〇円	会長 月額 六、七〇〇円 委員 月額 五、〇〇〇円	会長 月額 三四、〇〇〇円 会長職務代理者 月額 二四、五〇〇円 委員 月額 二二、八〇〇円	委員 月額 二二、八〇〇円

「

を

監査委員	議会の議員のうちから選任された委員 月額 二三、四〇〇円 知識経験を有する者のうちから選任された委員 月額 三六、〇〇〇円
教育委員	委員長 月額 四〇、〇〇〇円 委員長職務代理者 月額 二八、〇〇〇円 委員 月額 二六、〇〇〇円
農業委員	会長 月額 四〇、〇〇〇円 会長職務代理者 月額 二八、〇〇〇円 委員 月額 二六、〇〇〇円

に改める。

固定資産評価 審査委員	選挙管理委員
会 長 日 額 六、八〇〇円 委 員 日 額 五、一〇〇円	委 員 長 日 額 六、八〇〇円 委 員 日 額 五、一〇〇円

附 則

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。